

【定住自立圏連携協定】成年後見制度の利用促進概要

1 趣旨

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段である成年後見制度について、関係市町村が連携して効率的・一体的に取り組み、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

関係法令：成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日法律第29号）

2 課題

高齢化が急激に進行する中、高齢者や障がい者の単独世帯等の増加など世帯構成が大きく変化

→これまで家族機能の一部として当たり前に考えられてきた財産の管理、介護等サービスなど生活を支える支援が、今後適切に利用できない状況が発生する懸念

→消費者被害等の権利侵害、孤独死など、判断力が不十分なことから自ら権利や生活を守ることができない方が、地域で埋もれている可能性

権利擁護支援について、限られた専門職だけでは対応が困難。個別事例の状況に応じ地域全体での対応が必要。→地域連携ネットワークの構築

3 法に基づく市町村の取組

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

（平成29年3月24日付け府成担第5号「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」により令和3年度末までの努力義務）

【中核機関の役割】

- ①司令塔機能：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理・コーディネート等を行う。
- ②事務局機能：地域における関係団体等による協議会を運営する。
- ③進行管理機能：「権利擁護支援の方針」「本人にふさわしい成年後見制度の利用」「モニタリング・バックアップ」についての検討・専門的判断を行う。

具体例

- ア 成年後見制度の広報啓発
- イ 相談受付・必要な支援策の検討
- ウ 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦段階）
- エ 後見人等への支援
- オ 市民後見人の育成 など

4 定住自立圏域連携協定による取組（令和3年4月1日）

中心市と関係町村が連携協定を締結し、成年後見制度の利用の促進に関する取組を連携して実施する。

【事業】権利擁護支援事業

【内容】○関係機関との連携強化を図りながら、相談支援、市民後見人の養成やその活動支援などに係る体制を構築する。

○成年後見制度の利用促進のための情報交換及び関係機関の連携に関することなどの協議の場である連絡会を設置する。

